

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 127 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について

平成 28 年 12 月 22 日に企業会計基準委員会（ASBJ）から「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」が公表されました。当該公開草案は、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「現行の実務対応報告」という。）の改正案であり、現行の実務対応報告に係る対象範囲の見直しが提案されています。

### <公開草案のポイント>

現行の実務対応報告では、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している「在外子会社」が適用対象とされています。

公開草案では、以下に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している「国内子会社」についても適用対象とされます。

- ・指定国際会計基準（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 93 条）
- ・修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）

この改正により、適用対象は変更となりますが、会計処理自体に変更はありません。

### <公開草案における会計処理の概要>

在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるものとされています。

それらの場合であっても、

- （1）のれんの償却
- （2）退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
- （3）研究開発費の支出時費用処理

(4) 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価  
の4項目については、当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、  
当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社等の会計処理を修正しなければなり  
ません。

なお、当該項目以外についても、明らかに合理的でないと認められる場合には、  
連結決算手続上で修正を行う必要があります。

<公開草案の適用時期>

平成29年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することが提案されていま  
す。

ただし、改正実務対応報告の公表日以後、適用することができるとされており、  
今後の動向に留意が必要です。